

外科系研究の利益相反に関する指針施行細則

第1号(日本外科系連合学会(以下「本学会」という.) 学術集会などでの発表)

(開示の範囲)

筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わる場合に限定する。

(抄録提出時)

本学会の学術集会、講演会などで発表・講演を行う演者は、演題応募や抄録提出時に、過去1年間における演者の利益相反状態の有無を所定様式(様式1)により明らかにしなければならない。

(発表時)

抄録提出時に明記した利益相反状態を、発表時に発表スライド、あるいはポスターの最後に開示する。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額を次のように定める。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、一つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上は申告する。
- ② 株の保有については、一つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、一つの特許権使用料が年間100万円以上の場合申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計100万円以上の場合申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・団体からの年間の原稿料が合計100万円以上の場合申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、一つの研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合申告する。奨学寄附金(奨励寄付金)については、一つの企業・団体から1名の研究者代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合申告する。
- ⑦ その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)については、一つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合申告する。

第2号(本学会機関誌などでの発表)

(開示の範囲)

著者が開示する義務のある利益相反状態は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

(投稿時)

「日本外科系連合学会誌」などで発表を行う著者は、投稿時に、投稿規定に定める様式(様式1)により、利益相反状態を明らかにしなければならない。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則第1号で規定された金額と同一とする。開示が必要なものは、論文投稿1年前から投稿時までのものとする。「日本外科系連合学会誌」以外の本学会刊行物での発表も、同様の様式で自己申告を提出する。

第3号(役員及び特定委員会委員)

(特定委員会)

本施行細則でいうところの特定委員会とは、教育・学術委員会、編集委員会、保険診療委員会、利益相反委員会を指すものとする。

(開示・公開の範囲)

役員及び特定委員会委員が開示・公開する義務のある利益相反状態は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

(就任時)

本学会の役員及び特定委員会委員は、新就任時と就任後は1年ごとに「役員及び特定委員会委員の利益相反自己申告書」(様式2)によって報告する義務を負うものとする。様式2に開示・公開する利益相反については、本指針V.開示・公開する事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則1号で規定された金額と同一とし、1年間分を記入してその算出期間を明示する。新就任時は、就任日から2年前までさかのぼった利益相反状態を自己申告しなければならない。この場合、就任の前々年から1年間分のもの、就任の前年から1年間分のを、それぞれ作成して提出する。

第4号(役員及び特定委員会委員の利益相反自己申告書の取り扱い)

本細則に基づいた学会に提出された様式及び、そこに開示された利益相反状態(利益相反情報)は、学会事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会及び特定委員会が随時利用できるものとする。その利用には、当該申告者の利益相反状態について、疑義若しくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議を経て、理事会の承認を得たうえで、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。様式の保管期間は、役員及び特定委員会委員の任期終了後2年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に、当該申告者について疑義若しくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、廃棄を保留できるものとする。

附則

この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

制定 平成 26 年 10 月 23 日